

基本目標4 「環境首都・新次元とくしま」の実現

【重点戦略1】

未来エネルギーへの挑戦

主要事業実施工程表（4-1 未来エネルギーへの挑戦）

主要施策・主要事業の概要・数値目標	工程（年度別事業計画）				
	H27	H28	H29	H30	
1 「水素社会」の創造（長期：2，中期：Ⅲ-2）					
<b>主要指標</b> ○「水素ステーション」整備、「燃料電池自動車」導入 整備・導入					
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「環境首都とくしま」における「新次元」を目指して、地球温暖化対策の切り札となる未来のエネルギー「水素」を積極的に活用するため、「水素グリッド構想」を策定するとともに、水素ステーションの整備を促進し、「燃料電池自動車（FCV）」の県内導入を推進します。＜県民＞               <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「水素グリッド構想」の策定                   <ul style="list-style-type: none"> <li>㉗策定</li> </ul> </li> <li>○ 「水素ステーション」整備、「燃料電池自動車」導入                   <ul style="list-style-type: none"> <li>㉘整備・導入</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	推進				→
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 二酸化炭素を排出せず、走行距離の長い次世代エコカー「燃料電池自動車（FCV）」を県内に普及させるため、自然エネルギー由来の水素を供給する啓発用ステーションを本庁内に整備し、県自らが公用車としてFCVを導入します。＜県民＞               <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自然エネルギー由来の水素ステーションの整備                   <ul style="list-style-type: none"> <li>㉘整備</li> </ul> </li> <li>○ 「燃料電池自動車」の県公用車導入                   <ul style="list-style-type: none"> <li>㉘導入</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	推進				→
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 系統網（電気グリッド）を補完する水素グリッドの構築を目指すため、自然エネルギーによる水素生成について、実現に向けた調査・検討を行います。＜県民＞</li> </ul>	調査・検討				→
2 自然エネルギーの導入拡大（長期：2，中期：Ⅲ-2）					
<b>主要指標</b> ○融資による自然エネルギー等の導入数 55件					
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 産業部門における自然エネルギー・省エネルギー対策を促進するため、中小企業における設備導入に向けた取組みを推進します。＜県民＞               <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 融資による自然エネルギー等の導入数                   <ul style="list-style-type: none"> <li>㉙23件→㉚55件</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	推進				→
	40件	45件	50件	55件	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 沿岸地域の豊富な自然エネルギーを有効活用するため、太陽光や小型風力発電、省エネ設備等を積極的に導入し、「持続可能な漁港」の実現を図ります。＜県民＞               <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「漁港低炭素化モデル」の構築                   <ul style="list-style-type: none"> <li>㉛構築</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	構築		→	→	→
			推進		
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域漁業との共存を目指し、「電力の地産地消」や「魚礁としての効果」等を併せ持つ、漁業協調型の「洋上風力発電」の実証実験を実施します。＜県民・農林＞               <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 漁業協調型洋上風力発電の実証実験                   <ul style="list-style-type: none"> <li>㉜実施</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>		調査・検討	→	→	→
			設計	実施	

基本目標4 「環境首都・新次元とくしま」の実現

【重点戦略2】

エネルギー「地産地消」の推進

主要事業実施工程表（4-2 エネルギー「地産地消」の推進）

主要施策・主要事業の概要・数値目標	工程（年度別事業計画）			
	H27	H28	H29	H30
1 自立・分散型エネルギーの推進（長期：2，中期：Ⅲ-2）				
<p><b>主要指標</b></p> <p>○小水力発電導入地域の拡大 12市町村</p>				
<p>● 「地域」における「エネルギーの地産地消」を促進するため、太陽光に続く「小水力、小型風力発電」の導入を支援します。また、中山間地域がポテンシャルを有する「小水力」については、地域への経済効果も高いと見込まれることから、さらなる導入拡大を図ります。＜県民＞</p> <p>○小水力発電導入地域の拡大 ②5 3市町村 → ③0 12市町村</p> <p>○「小水力、小型風力発電」等導入補助制度の拡充 ②8 拡充</p> <p>● 本県の特性を活かし、未利用木質資源などバイオマスの生産・利用を担う環境関連産業の創出や、関連技術を活用した地域づくりに取り組みます。＜農林＞</p> <p>○バイオマス利活用モデル地区数（累計） ②5 26地区 → ③0 31地区</p> <p>○木質バイオマスによる発電量 ②5 ー → ②8 6,000kW</p> <p>● 農村地域において、自然エネルギーを有効活用するため、補助事業を積極的に活用し、「クリーンエネルギーの地産地消」を促進することにより、地域の活性化を図ります。＜農林＞</p> <p>○補助事業を活用した自然エネルギーの導入地区数（累計） ②5 5地区 → ③0 12地区</p> <p>● 自然エネルギー活用の大切さを啓発するため、水力及び太陽光等の発電や環境学習の拠点となる施設を整備し、「とくしま自然エネルギー探検隊事業」などで活用します。また、地域の自然エネルギー導入を促進するため、市町村や民間事業者に対する技術支援を行います。＜企業＞</p> <p>○自然エネルギー導入を促進するシステム構築及び技術支援 ②7 相談窓口設置・支援</p> <p>○川口ダム自然エネルギーミュージアム整備 ②8 整備・活用</p>	推進			
	6市町村	8市町村	10市町村	12市町村
	推進			
	28地区	29地区 6,000kW	30地区 6,000kW	31地区 6,000kW
推進				
9地区	10地区	11地区	12地区	
推進				

主要事業実施工程表（4-2 エネルギー「地産地消」の推進）

主要施策・主要事業の概要・数値目標	工程（年度別事業計画）			
	H27	H28	H29	H30
2 地球にやさしいライフスタイルへの転換（長期：2，中期：Ⅲ-2）				
<b>主要指標</b> ○あわ産LED道路照明灯の設置基数 1,800基				
● 省エネルギー対策を推進するため、県管理道路における道路照明灯等のLED化を推進します。（再掲）＜県土＞ ○あわ産LED道路照明灯の設置基数（累計） <u>②5450基→③1,800基</u>	推進 900基	1,200基	1,500基	1,800基
● 「徳島県地球温暖化対策推進条例」に基づく「地球温暖化対策推進計画」により、重点プログラムをはじめとした温室効果ガス削減のための施策を推進するとともに、「エコオフィスとくしま・県率先行動計画」に基づき、庁舎の省エネルギー対策を推進するなど、県独自の環境マネジメントシステムにより、環境にやさしい行政運営の徹底を図ります。＜県民＞ ○県の事務及び事業に伴い排出される温室効果ガス総排出量（③15%削減）平成25年度比	促進 △1%	△2%	△3%	△4%
● 運輸部門における二酸化炭素排出量を縮減するため、充電スタンドの充実を図るなどして、県内における電気自動車等（プラグインハイブリッド車を含む）の普及を加速します。＜県民＞ ○県内の電気自動車等販売台数 <u>②423台→③1,000台</u>	促進 550台	650台	800台	1,000台
● 持続可能な省エネ社会の実現に向け、エネルギーの効率的な利用や、環境負荷の少ない自然エネルギーの積極的な活用など、省エネのモデル地区を構築し、スマートコミュニティの推進を図ります。＜県民＞ ○スマート社会モデル地区の構築 <u>②構築</u>	調査	構築	推進	
● 「環境首都とくしま・未来創造憲章」に基づく、県民・事業者の環境行動を後押しするとともに、県民、事業者、行政などあらゆる主体への普及啓発を推進します。＜県民＞	推進			
● 地球にやさしいライフスタイルへの転換や、県民の環境活動を推進するため、「とくしま環境県民会議」が中心となり、他の団体や関係機関との連携を強化して、取組みを支援・拡大します。＜県民＞	推進			
● パーク・アンド・ライド、ノーカーデー等の社会的メリットを渋滞対策協議会等を通じて啓発し、マイカー利用から公共交通機関利用への転換を促進します。（再掲）＜県土＞	促進			
● 省エネルギー・長寿命など環境配慮型の車両用LED式信号灯器の計画的な整備を進めるとともに、ビルや工場の省エネ対策の推進のため、「ESCO事業」等の普及を図ります。＜県民・警察＞	順次 拡大			

## 主要事業実施工程表（4-2 エネルギー「地産地消」の推進）

主要施策・主要事業の概要・数値目標	工程（年度別事業計画）			
	H27	H28	H29	H30
<ul style="list-style-type: none"> <li>● カーボン・オフセットの推進に向け、産学民官が協働し商品開発やPRなどを通じ、制度の普及啓発を進めます。&lt;県民&gt;</li> </ul>	推進			→
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「環境に優しい移動手段」である次世代自動車の活用や、徒歩や自転車、公共交通機関などへの転換を推進するなど、より環境負荷の少ない県民のライフスタイルの転換を進めます。&lt;県民&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>○夏・冬のエコスタイル等を通じた啓発活動 <ul style="list-style-type: none"> <li>㉗実施→㉚実施</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	推進			→
<b>3 平時・災害時両面での自然エネルギーの利活用（長期：2、中期：Ⅲ-2）</b>				
<b>主要指標</b> ○防災拠点や避難所への次世代エコカーによる電力供給の取組市町村数 全市町村				
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 次世代エコカー（EV、FCV、PHV等）の優れた蓄電や発電機能を災害時の非常用電源として有効活用するため、県及び市町村の公用車を次世代エコカーに更新するとともに、それを用いて防災拠点や避難所等へ電力を供給する取組み（V2Hの設置等）を広めます。&lt;県民&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>○防災拠点や避難所への次世代エコカーによる電力供給の取組市町村数 <ul style="list-style-type: none"> <li>㉕1市町村→㉚全市町村</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	推進			→
	3 市町村	8 市町村	16 市町村	24 市町村
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害時に停電した場合でも、必要な電力を自然エネルギーで確保するため、県内の防災拠点や避難所に太陽光パネル、蓄電池等を設置します。&lt;県民&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>○防災拠点や避難所への太陽光パネルの設置箇所 <ul style="list-style-type: none"> <li>㉕21箇所→㉚100箇所</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	推進			→
	87箇所	92箇所	97箇所	100箇所

基本目標4 「環境首都・新次元とくしま」の実現

【重点戦略3】

「未来への贈り物」美しく豊かな環境の継承

主要事業実施工程表（4-3 「未来への贈り物」美しく豊かな環境の継承）

主要施策・主要事業の概要・数値目標	工程（年度別事業計画）			
	H27	H28	H29	H30
1 次世代へ繋ぐ豊かな環境づくり（長期：2，中期：Ⅲ-1②）				
<p><b>主要指標</b></p> <p>○「親子環境学習教室」参加者数 200人</p>				
<p>● 環境に関する高い意識と行動規範・実践力を持つ人材を養成するため、「環境首都とくしま・未来創造憲章」の普及啓発等を目的とした各種講座を実施します。＜県民＞</p> <p>○「とくしま環境学講座」受講者数 ②5→②7～③0年間50人</p> <p>○「親子環境学習教室」参加者数 ②5→③0 200人</p>	推進			
	50人	50人	50人	50人
	150人	170人	190人	200人
<p>● 剣山山頂「あわエコトイレ」の完成を記念して、「登山マナーアップ・キャンペーン」を実施するとともに、「山の日」の制定を契機として、自然保護や登山マナーの向上に向けた啓発活動を推進します。</p> <p>また、剣山国定公園を「地域の宝」として次世代に継承していくため、子どもや女性、若者を対象とした参加体験型の環境教育や自然保護等の活動を通じて、自然環境を保全する新たな担い手を育成するとともに、剣山の魅力を県内外にPRし、更なる「剣山ファン」の拡大を図ります。</p> <p>＜西部＞</p> <p>○「剣山サポータークラブ」の活動実施回数 ②5→②7～③0年間5回以上</p> <p>○自然保護や登山マナー向上に向けた啓発活動実施回数 ②5→②7～③0年間2回以上</p> <p>○剣山山頂「あわエコトイレ」完成記念「登山マナーアップ・キャンペーン」の実施 ②7実施</p> <p>○「ジュニアネイチャーリーダー」、「女性サポーター」、「若者サポーター」の創設 ②7創設</p>	推進			
	5回	5回	5回	5回
	2回	2回	2回	2回

主要事業実施工程表（4-3 「未来への贈り物」美しく豊かな環境の継承）

主要施策・主要事業の概要・数値目標	工程（年度別事業計画）			
	H27	H28	H29	H30
<p>● 「道の駅日和佐」の機能強化とともに、多様な地域の魅力を備えた周辺施設を「道の駅サテライトステーション」として配置し、「道の駅」を起点に観光客が「回遊」し、「滞在性」も高まる仕組みづくりを進めます。</p> <p>また、美しく豊かな環境を次世代に継承するため、地元住民等と連携し、豊かな海からのめぐみを活用した持続可能なまちづくりを推進するとともに、環境保全意識の向上を図るため、海岸漂着物の除去及びビーチコーミングを行うことにより、海の環境について学び考えることを推進します。＜南部＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「道の駅日和佐」周辺施設を「サテライトステーション」としてネットワーク化 ②5→②7 4施設</li> <li>○ 「道の駅日和佐」を拠点に自然体感事業 ②5→②7～③0年間4回</li> <li>○ 「四国の右下・まけまけマルシェ」の「道の駅日和佐」での開催 ②5→②7～③0年間5回</li> <li>○ 「海からのめぐみ」を活用したまちづくり参加者数 ②5→③0 1,300人</li> <li>○ ビーチコーミング参加者数 ②5→③0 120人</li> </ul>	推進			
	4施設			
	4回	4回	4回	4回
	5回	5回	5回	5回
	1,000人	1,100人	1,200人	1,300人
70人	80人	100人	120人	
<p>● 県民主体の環境活動拠点である「エコみらいとくしま（環境首都とくしま創造センター）」の取組みを核として、県民一人ひとりが高い環境意識を持って行動できるよう、広域的かつ先導的な実践活動を推進します。＜県民＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「エコみらいとくしま」で実施する実践活動の回数 ②5 8回→③0 13回</li> </ul>	推進			
	10回	11回	12回	13回
<p>● 生命や自然を大切にし、地域の環境を守るために行動できる、郷土を愛するモラルの高い児童・生徒の育成を目指した公立小中高等学校及び特別支援学校の「新学校版環境ISO」の取組みを推進します。＜教育＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「新学校版環境ISO」認証を取得した学校の割合 ②5 75%→③0 86%</li> </ul>	推進			
	80%	82%	84%	86%
<p>● 学校施設において、内装材の木質化、太陽光発電設備や省エネ器具の導入などを進め、全ての公立学校を地域の環境教育の拠点とすることにより、地域全体で取り組む環境保全活動の充実を図ります。＜教育＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ エコスクール化県立学校数 ②5 29校→③0 45校（全校）</li> </ul>	推進			
	38校	40校	42校	45校
<p>● 県民の環境保全に対する意識をさらに高め、県民一人ひとりの自主的・積極的意欲を増進させることにより、県民一人ひとりの自主的・積極的な環境行動・活動を促進するため、地域における団体等の環境学習の取組みを支援します。＜県民＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 環境アドバイザー派遣件数 ②5 59件→②7～③0年間60件</li> </ul>	推進			
	60件	60件	60件	60件

主要事業実施工程表（4-3 「未来への贈り物」美しく豊かな環境の継承）

主要施策・主要事業の概要・数値目標	工程（年度別事業計画）			
	H27	H28	H29	H30
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「環境首都とくしま・未来創造憲章」に新たに加えた「キッズバージョン」を環境学習に積極的に活用し、子どものころからの環境問題に対する関心を高める取組みを推進します。〈県民〉</li> </ul>	推進			→
<p>2 きれいな水環境づくりの推進（長期：2、中期：Ⅲ-3①）</p> <p><b>主要指標</b> ○汚水処理人口増加数 8.4万人</p>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 全国に誇れる「徳島きれいな水環境」の創造に向け、生活排水対策として、各種汚水処理施設（旧吉野川流域下水道、公共下水道、市町村設置型浄化槽など）の整備を促進します。また、各種汚水処理施設の普及促進のため、「公共下水道への接続促進」、「合併処理浄化槽への転換促進」及び「浄化槽の適正管理」など、地域の実情に合わせた普及啓発活動を推進します。〈県土〉 <ul style="list-style-type: none"> <li>○汚水処理人口増加数（累計） <ul style="list-style-type: none"> <li>②②～②⑤ 4.2万人→②⑦～③① 8.4万人</li> </ul> </li> <li>○市町村設置型浄化槽の設置基数（累計） <ul style="list-style-type: none"> <li>②⑤ 545基→③① 1,090基</li> </ul> </li> <li>○旧吉野川流域下水道幹線管渠の整備延長（累計） <ul style="list-style-type: none"> <li>②⑤ 24.3km→②⑦ 24.7km</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	推進			→
<ul style="list-style-type: none"> <li>○汚水処理人口増加数（累計） <ul style="list-style-type: none"> <li>②②～②⑤ 4.2万人→②⑦～③① 8.4万人</li> </ul> </li> <li>○市町村設置型浄化槽の設置基数（累計） <ul style="list-style-type: none"> <li>②⑤ 545基→③① 1,090基</li> </ul> </li> <li>○旧吉野川流域下水道幹線管渠の整備延長（累計） <ul style="list-style-type: none"> <li>②⑤ 24.3km→②⑦ 24.7km</li> </ul> </li> </ul>	11千人	28千人	54千人	84千人
<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村設置型浄化槽の設置基数（累計） <ul style="list-style-type: none"> <li>②⑤ 545基→③① 1,090基</li> </ul> </li> <li>○旧吉野川流域下水道幹線管渠の整備延長（累計） <ul style="list-style-type: none"> <li>②⑤ 24.3km→②⑦ 24.7km</li> </ul> </li> </ul>	660基	780基	920基	1,090基
<ul style="list-style-type: none"> <li>○旧吉野川流域下水道幹線管渠の整備延長（累計） <ul style="list-style-type: none"> <li>②⑤ 24.3km→②⑦ 24.7km</li> </ul> </li> </ul>	24.7km			
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「きれいな水環境」を維持するため、既存の汚水処理施設（農業集落排水など）の機能の維持・向上を図ります。〈県土〉 <ul style="list-style-type: none"> <li>○農業集落排水処理施設の保全（機能強化）地区数（累計） <ul style="list-style-type: none"> <li>②⑤ 8地区→③① 13地区</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	推進			→
<ul style="list-style-type: none"> <li>○農業集落排水処理施設の保全（機能強化）地区数（累計） <ul style="list-style-type: none"> <li>②⑤ 8地区→③① 13地区</li> </ul> </li> </ul>	10地区	11地区	12地区	13地区
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 海・川における良好な水質環境を保全するため、事業所排水による汚濁負荷の総量を計画的に抑制します。〈県民〉 <ul style="list-style-type: none"> <li>○水質環境基準の達成率（河川・海域） <ul style="list-style-type: none"> <li>②⑤ 100%→②⑦～③① 毎年100%</li> </ul> </li> <li>○第8次総量削減計画の策定 <ul style="list-style-type: none"> <li>②⑧ 策定</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	推進			→
<ul style="list-style-type: none"> <li>○水質環境基準の達成率（河川・海域） <ul style="list-style-type: none"> <li>②⑤ 100%→②⑦～③① 毎年100%</li> </ul> </li> <li>○第8次総量削減計画の策定 <ul style="list-style-type: none"> <li>②⑧ 策定</li> </ul> </li> </ul>	100%	100%	100%	100%
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域住民と協働し、海ごみの除去等を進め、「美しい徳島の海づくり、渚づくり」を推進します。〈農林〉 <ul style="list-style-type: none"> <li>○掃海実施面積 <ul style="list-style-type: none"> <li>②⑤ 33km<sup>2</sup>→②⑦～③① 年間33km<sup>2</sup></li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	推進			→
<ul style="list-style-type: none"> <li>○掃海実施面積 <ul style="list-style-type: none"> <li>②⑤ 33km<sup>2</sup>→②⑦～③① 年間33km<sup>2</sup></li> </ul> </li> </ul>	33km <sup>2</sup>	33km <sup>2</sup>	33km <sup>2</sup>	33km <sup>2</sup>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 河川を対象とした環境学習やフィールド講座の実施により、河川環境保全への意識啓発を行うとともに、「徳島のみずべ」の魅力を発信します。〈県土〉 <ul style="list-style-type: none"> <li>○環境学習、フィールド講座の参加人数 <ul style="list-style-type: none"> <li>②⑤ 526名→②⑦～③① 年間500人以上</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	推進			→
<ul style="list-style-type: none"> <li>○環境学習、フィールド講座の参加人数 <ul style="list-style-type: none"> <li>②⑤ 526名→②⑦～③① 年間500人以上</li> </ul> </li> </ul>	500人	500人	500人	500人
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活排水による汚染を防止するため、県民による自主的な活動の支援や意識啓発を実施します。〈県民〉</li> </ul>	推進			→

主要事業実施工程表（4-3 「未来への贈り物」美しく豊かな環境の継承）

主要施策・主要事業の概要・数値目標	工程（年度別事業計画）			
	H27	H28	H29	H30
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 土砂等の埋立て等による土壌汚染及び水質汚濁並びに災害の発生を防止するため、開発行為等に伴って発生する土砂等の埋立て等について、許可制などの規制を行います。〈県民〉</li> </ul>	推進			→
<b>3 良好な大気環境の保全</b> （長期：2，中期：Ⅲ-3①）				
<b>主要指標</b> ○大気汚染に係る環境基準達成状況（二酸化窒素） 100%				
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本県の良好な大気環境を保全するため、事業所等の監視・測定を機動的・効率的に実施します。〈県民〉               <ul style="list-style-type: none"> <li>○大気汚染に係る環境基準達成状況（二酸化窒素）                   <ul style="list-style-type: none"> <li>㉕100%→㉗～㉚毎年100%</li> </ul> </li> <li>○工場・事業場等のばい煙排出規制の適合状況                   <ul style="list-style-type: none"> <li>㉕100%→㉗～㉚毎年100%</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	推進			→
	100%	100%	100%	100%
	100%	100%	100%	100%
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大気環境中へのアスベストの飛散を防止するため、アスベスト除去等工事に対する事前指導を徹底するとともに、工事現場への立入指導等を実施します。〈県民〉</li> </ul>	推進			→
<b>4 総合的な化学物質対策の推進</b> （長期：2，中期：Ⅲ-3①）				
<b>主要指標</b> ○化学物質の環境への年間排出量 450 t				
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 化学物質による環境リスクを低減するため、県民や事業者の方に化学物質のリスクを正しく理解していただくよう努めるとともに、その適正使用を呼びかけ、有害な化学物質の環境中への排出量の削減を図ります。〈県民〉               <ul style="list-style-type: none"> <li>○化学物質の環境への年間排出量                   <ul style="list-style-type: none"> <li>㉕478 t→㉚450 t</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	推進			→
	465t	460t	455t	450t
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害時等における有害化学物質による二次被害の発生を防止するため、化学物質の漏洩防止や危機管理体制の構築など、大規模事業所等を中心に整備が進められた災害時対策について、その検証と見直しを促します。〈県民〉</li> </ul>	推進			→
<b>5 地域の良好な景観づくり</b> （長期：2，中期：Ⅲ-3①）				
<b>主要指標</b> ○都市公園における官民協働による花壇区画の設置数 8区画				
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 花を通して来訪者の心を癒し、美しい魅力あふれる都市公園となるよう、官民協働で公園内の花壇づくりを推進します。〈県民〉               <ul style="list-style-type: none"> <li>○都市公園における官民協働による花壇区画の設置数（累計）                   <ul style="list-style-type: none"> <li>㉕1→㉚8区画</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	推進			→
	2区画	4区画	6区画	8区画



主要事業実施工程表（4-3 「未来への贈り物」美しく豊かな環境の継承）

主要施策・主要事業の概要・数値目標	工程（年度別事業計画）			
	H27	H28	H29	H30
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 住民と行政が協働で道路景観の向上を図り、地域の歴史・文化や自然を活かした地域づくりを支援する「とくしま風景街道」の取組みを推進します。＜県土＞ <ul style="list-style-type: none"> <li>○「とくしま風景街道」を活用したイベントの実施・支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>⑲～⑳毎年1回実施</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	推進			→
	1回	1回	1回	1回
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の自然環境やまちなみと調和した良好な地域景観が形成されるよう、景観に配慮した公共事業を実施します。＜県土＞ <ul style="list-style-type: none"> <li>○無電柱化した県管理道路の延長（累計）（再掲） <ul style="list-style-type: none"> <li>⑲11.0km→⑳11.8km</li> </ul> </li> <li>○木製（間伐材）ガードレール等の設置延長（累計）（再掲） <ul style="list-style-type: none"> <li>⑲7,770m→⑳11,000m</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	推進			→
	11.0km	11.0km	11.0km	11.8km
	9,500m	10,000m	10,500m	11,000m
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新町川河川網周辺の既存観光資源を活用し、「ひょうたん島川の駅ネットワーク構想」等と連携して川の魅力を発信することにより、中心市街地の活性化及び観光振興を促進します。（再掲）＜県土＞</li> </ul>	促進			→
<p>6 廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進（長期：2，中期：Ⅲ-3②）</p> <p><b>主要指標</b> ○廃棄物処理施設の見学など、児童・生徒等に対する実践的な3Rの普及啓発活動に取り組む市町村数 全市町村</p>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 廃棄物の発生抑制・リサイクルを促進するため、普及啓発活動を行います。＜県民＞ <ul style="list-style-type: none"> <li>○廃棄物処理施設の見学など、児童・生徒等に対する実践的な3Rの普及啓発活動に取り組む市町村数 <ul style="list-style-type: none"> <li>⑲1→⑳全市町村</li> </ul> </li> <li>○リサイクルの啓発に積極的に取り組む産業廃棄物処理業者 <ul style="list-style-type: none"> <li>⑲8事業所→⑳20事業所</li> </ul> </li> <li>○廃蛍光管リサイクル取組市町村数 <ul style="list-style-type: none"> <li>⑲15市町村→⑳全市町村</li> </ul> </li> <li>○リサイクル製品の認定数 <ul style="list-style-type: none"> <li>⑲42製品→⑳50製品</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	推進			→
	6市町村	12市町村	17市町村	24市町村
	11事業所	14事業所	17事業所	20事業所
	18市町村	20市町村	22市町村	24市町村
	44製品	46製品	48製品	50製品
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業者、市町村、消費者団体等との連携のもと、環境に一層配慮した活動を行う店舗を増やすとともに、店舗の取組みを県民に発信することで、「環境にやさしいショッピングスタイル」の推進を図ります。＜県民＞ <ul style="list-style-type: none"> <li>○「スーパーエコショップ（仮称）」制度認定店舗数 <ul style="list-style-type: none"> <li>⑲1→⑳10店舗</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	検討 設立	推進		→
		3店舗	6店舗	10店舗

主要事業実施工程表（4-3 「未来への贈り物」美しく豊かな環境の継承）

主要施策・主要事業の概要・数値目標	工程（年度別事業計画）			
	H27	H28	H29	H30
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「とくしま環境県民会議」を中心に市町村や民間企業等と連携して、レジ袋の削減とマイバッグ推進の担い手である「マイバッグでお買い物隊員」の登録数増加を図ります。&lt;県民&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>○マイバッグでお買い物隊員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>㉕5,178人→㉗6,000人以上</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	推進			
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 環境物品（環境負荷の低減に資する物品や役務）等の調達については、原則、「徳島県グリーン調達等推進方針」に基づくこととします。&lt;県民&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>○環境物品等の調達率 <ul style="list-style-type: none"> <li>㉕99%→㉗～㉙100%（全分野）</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	推進			
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 農村地域の環境保全や資源の有効利用のため、使用済み農業生産資材について、関係者に対し、適性な回収処理の徹底周知・指導を行い、排出量の抑制を含む適切な処理を進めます。&lt;農林&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>○使用済み農業用フィルム（各種ビニール類）回収率 <ul style="list-style-type: none"> <li>㉕94%→㉗100%</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	推進			
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 家畜排せつ物をバイオマス資源として効率的に熱利用する方策などを検討するとともに、肥料として有効利用を図ります。&lt;農林&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>○家畜排せつ物の再利用率 <ul style="list-style-type: none"> <li>㉕100%→㉗～㉙100%</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	推進			
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 循環型社会経済システムの構築に向けて、「建設リサイクル推進計画」に基づき建設廃棄物のリサイクルを推進します。&lt;県土&gt;</li> </ul>	推進			
<p>7 廃棄物処理の適正化（長期：2，中期：Ⅲ-3㉔）</p> <p><b>主要指標</b> ○徳島県不法投棄等撲滅啓発リーダー新規登録者数 40人</p>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 廃棄物の不適正処理を防止するため、廃棄物の排出事業者、処理事業者等への立入検査や調査を強化するとともに、県民との協働によりきめ細やかな対策を進めます。&lt;県民&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>○徳島県不法投棄等撲滅啓発リーダー新規登録者数 <ul style="list-style-type: none"> <li>㉕1→㉗40人</li> </ul> </li> <li>○企業との連携による不法投棄監視協力企業等 <ul style="list-style-type: none"> <li>㉕16企業・団体→㉗26企業・団体</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	推進			
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 不法投棄の大規模化を未然に防止するため、不法投棄の早期発見・早期対応を徹底します。&lt;県民&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>○廃棄物の適正処理のための事業所等への立入調査（延べ回数） <ul style="list-style-type: none"> <li>㉕4,965回→㉗～㉙年間5,000回以上</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	推進			

主要事業実施工程表（4-3 「未来への贈り物」美しく豊かな環境の継承）

主要施策・主要事業の概要・数値目標	工程（年度別事業計画）			
	H27	H28	H29	H30
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 優良な産業廃棄物処理業者の育成を図るため、業者に対する法知識・処理技術の研修を行います。＜県民＞ ○産業廃棄物適正処理講習会受講者（累計） ⑳1,100人→㉑1,600人</li> </ul>	推進 1,300人	1,400人	1,500人	1,600人
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 南海トラフ巨大地震や集中豪雨等で発生する災害廃棄物の処理に迅速に対応するため、各市町村における災害廃棄物処理計画の見直しを推進します。＜県民＞ ○見直し実施市町村数 ㉒1→㉓24全市町村</li> </ul>	推進 12市町村	24市町村	24市町村	24市町村
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 海岸の良好な景観や環境の保全を図るため、海岸漂着物の状況を的確に把握します。＜県民＞ ○監視体制の確立 ㉔1→㉕27体制確立</li> </ul>	体制確立・推進			

基本目標4 「環境首都・新次元とくしま」の実現

【重点戦略4】

人と自然が調和するとくしまの推進

主要事業実施工程表（4-4 人と自然が調和するとくしまの推進）

主要施策・主要事業の概要・数値目標	工程（年度別事業計画）			
	H27	H28	H29	H30
1 「次世代型鳥獣被害対策」の推進（長期：2、中期：Ⅲ-4）				
<b>主要指標</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「30歳未満」の狩猟免許取得者数の増加 50人</li> </ul>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 狩猟者の減少と高齢化が進む地域社会において、暮らしや農林業に深刻な被害を及ぼす野生鳥獣の個体数管理を推進するため、高校・大学等での出前講座の実施等により、狩りガール・若手ハンターなど次世代の狩猟人材の育成確保を図ります。＜危機＞ <ul style="list-style-type: none"> <li>○「30歳未満」の狩猟免許取得者数の増加 <ul style="list-style-type: none"> <li>㊦23人→㊰50人</li> </ul> </li> <li>○農業科設置高校「わな免許取得講座」の創設 <ul style="list-style-type: none"> <li>㊱創設</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	推進			
	35人	40人	45人	50人
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 野生鳥獣の捕獲圧を高めるため、県・市町村・警察・自衛隊等のOBに対して狩猟免許取得の要請を行うとともに、女性や若年層等を対象に狩猟免許取得促進を目的とした出前講座や実習等を実施することにより、狩猟免許所持者数の増加を図ります。＜危機＞ <ul style="list-style-type: none"> <li>○狩猟免許所持者数 <ul style="list-style-type: none"> <li>㊦2,697人→㊰2,900人</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	推進			
	2,750人	2,800人	2,850人	2,900人
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「徳島県特定鳥獣管理計画」に基づいた適正管理を推進するとともに、指定管理鳥獣（ニホンジカ、イノシシ）による被害を防止するため、県が主体となって積極的に指定管理鳥獣を捕獲します。＜危機＞ <ul style="list-style-type: none"> <li>○ニホンジカ捕獲頭数 <ul style="list-style-type: none"> <li>㊦9,954頭→㊱6,300頭以上</li> </ul> </li> <li>○イノシシ捕獲頭数 <ul style="list-style-type: none"> <li>㊦6,781頭→㊱6,600頭以上</li> </ul> </li> <li>○ニホンザル捕獲頭数 <ul style="list-style-type: none"> <li>㊦1,398頭→㊱1,000頭以上</li> </ul> </li> <li>○「とくしま捕獲隊」による管理捕獲の実施地区 <ul style="list-style-type: none"> <li>㊦→㊱㊰毎年3地区</li> </ul> </li> <li>○ニホンジカモニタリング調査 <ul style="list-style-type: none"> <li>㊦調査→㊱㊰毎年調査</li> </ul> </li> <li>○次期「徳島県特定鳥獣管理計画（ニホンジカ・イノシシ・ニホンザル）」の策定 <ul style="list-style-type: none"> <li>㊦策定・㊱㊰推進</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	推進			
	6,300頭	6,300頭	6,300頭	6,300頭
	6,600頭	6,600頭	6,600頭	6,600頭
	1,200頭	1,100頭	1,000頭	1,000頭
	3地区	3地区	3地区	3地区

主要事業実施工程表（4-4 人と自然が調和するとくしまの推進）

主要施策・主要事業の概要・数値目標	工程（年度別事業計画）			
	H27	H28	H29	H30
<ul style="list-style-type: none"> <li>● ニホンザル加害群れの数を10年後までに半減させるため、国と連携して「ニホンザル加害群減少モデル」を創設するとともに、加害群れを特定した効果的な捕獲や避妊薬による繁殖抑制に取り組むなど、ニホンザル対策を推進します。＜危機＞ <ul style="list-style-type: none"> <li>○「ニホンザル加害群減少モデル」の構築 <ul style="list-style-type: none"> <li>㊹構築</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>		調査 実証	構築	推進
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 野生鳥獣による農作物の被害状況、侵入防止柵、捕獲状況や生息状況等のデータをGIS等の地図情報上で管理する、目に見える「鳥獣被害情報システム」を構築し、野生鳥獣による農作物等の被害軽減につなげます。＜農林＞ <ul style="list-style-type: none"> <li>○「鳥獣被害情報システム」の構築 <ul style="list-style-type: none"> <li>㊹構築</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	構築	拡充・ 運用	運用	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 農林水産業の生産活動を促進するため、サル・シカ・イノシシ・カワウなどの鳥獣被害対策を総合的に進めます。＜農林＞ <ul style="list-style-type: none"> <li>○鳥獣被害対策指導員の養成人数（累計） <ul style="list-style-type: none"> <li>㊹71人→㊺110人</li> </ul> </li> <li>○集落等で取り組んだ防止施設等の整備件数（累計） <ul style="list-style-type: none"> <li>㊹985件→㊺1,200件</li> </ul> </li> <li>○広域連携による 新たなカワウ被害防止対策の実施箇所数 <ul style="list-style-type: none"> <li>㊹1→㊹～㊺年間2箇所</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	推進			
	86人	94人	102人	110人
	1,050件	1,100件	1,150件	1,200件
	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 剣山山系などの希少な野生植物等を保護するため、ニホンシカ食害防止の樹木ガード等を設置します。＜危機＞ <ul style="list-style-type: none"> <li>○樹木ガード等の設置数（累計） <ul style="list-style-type: none"> <li>㊹2,530本→㊺3,300本</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	推進			
	2,700本	2,900本	3,100本	3,300本
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 野生鳥獣の処理加工施設を拠点に、地元で「阿波地美栄（ジビエ）」を取り扱う店舗を増やすとともに、海外展開も視野に入れたPR活動等を通じて消費拡大を図ります。（再掲）＜農林＞ <ul style="list-style-type: none"> <li>○「阿波地美栄」取扱店舗数（累計） <ul style="list-style-type: none"> <li>㊹5店舗→㊺20店舗</li> </ul> </li> <li>○ハラル対応「阿波地美栄」供給体制モデルの構築 <ul style="list-style-type: none"> <li>㊹実証開始</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	推進			
	12店舗	14店舗	17店舗	20店舗
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特定外来種（アライグマ・アルゼンチンアリ等）による生態系や農林水産業への被害を防止するため、地元市町村や地域住民、また関係団体などと連携し特定外来種についての調査や駆除対策等を行います。＜危機＞ <ul style="list-style-type: none"> <li>○特定外来種を駆除するための生息状況調査 <ul style="list-style-type: none"> <li>㊹調査→㊹～㊺毎年調査</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	推進			

## 主要事業実施工程表（4-4 人と自然が調和するとくしまの推進）

主要施策・主要事業の概要・数値目標	工程（年度別事業計画）			
	H27	H28	H29	H30
2 生物多様性戦略の推進（長期：2，中期：Ⅲ-4）				
<b>主要指標</b> ○自然を再生する事業の実施地区数 6箇所				
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自然公園内の自然生態系が消失・変容した地域において、損なわれた自然環境を取り戻すため、専門家、NPO、地域住民等の参加の下、自然の再生・修復を図ります。また、県民が生物多様性の重要性を認識するとともに、それぞれが生物多様性を保全し、持続的に活用する行動を推進するため、県民に対する生物多様性の広報・教育・普及啓発を強化します。＜危機＞               <ul style="list-style-type: none"> <li>○自然を再生する事業の実施地区数（累計） ②5 3箇所→③0 6箇所</li> <li>○生物多様性リーダーの創設 ②7 創設</li> <li>○生物多様性リーダー数 ②5 1→③0 100人</li> </ul> </li> </ul>	推進			
	4箇所	5箇所	5箇所	6箇所
	25人	50人	75人	100人
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 希少野生動植物を保護し良好な自然環境を保全するため、県民主体による指定希少野生生物の生息・育成の環境の保全、回復等に関する取組みの推進を図ります。＜危機＞               <ul style="list-style-type: none"> <li>○「希少野生動植物保護回復事業計画」の策定・実施件数 ②5 1→③0 3件以上</li> </ul> </li> </ul>	推進			
	1件	1件	2件	3件
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 県南部圏域において、「千年サンゴ」等環境変化により消失・変容の恐れがある自然公園地域内の生態系や貴重な自然資源を保全するため、地元市町、NPO、地域住民と連携して保護活動を行います。＜南部＞               <ul style="list-style-type: none"> <li>○民官協働による海洋生物多様性を消失させる有害生物の駆除活動参加者数 ②5 95人→②7～③0年間100人</li> </ul> </li> </ul>	推進			
	100人	100人	100人	100人
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 民間の協力を基に、県南地域の自然林から採集した広葉樹の種子を育苗・植樹して自然再生を目指す「どんぐりプロジェクト」を推進します。＜南部＞               <ul style="list-style-type: none"> <li>○「どんぐりプロジェクト」による育苗本数 ②5 43,000本→③0 58,000本</li> </ul> </li> </ul>	推進			
	49,000本	52,000本	55,000本	58,000本
3 自然環境に配慮した公共事業の推進（長期：2，中期：Ⅲ-4）				
<b>主要指標</b> ○自然環境調査に基づく事業計画策定地区数 54地区				
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「徳島県公共事業環境配慮指針」、「徳島県田園環境配慮マニュアル」等に基づき、自然環境に配慮した公共事業を推進します。＜農林・県土＞               <ul style="list-style-type: none"> <li>○自然環境調査に基づく事業計画策定地区数（累計） ②5 47地区→③0 54地区</li> </ul> </li> </ul>	推進			
	51地区	52地区	53地区	54地区

### 主要事業実施工程表（4-4 人と自然が調和するとくしまの推進）

主要施策・主要事業の概要・数値目標	工程（年度別事業計画）			
	H27	H28	H29	H30
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本県の優れた自然景観等を有する自然公園などについて、自然景観等の保護や利用の増進を図るため、施設整備を行います。＜県民＞ <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 鳴門公園施設内での多言語表記の観光案内板設置率 ② 26% → ③ 100%</li> <li>○ 登山道と四国のみちの再整備ルート数 ② 12ルート → ③ 15ルート</li> </ul> </li> </ul>	推進			>
	26%	50%	75%	100%
	13ルート	14ルート	14ルート	15ルート
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 漁場環境に配慮した藻場の造成を推進します。（再掲） ＜農林＞ <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 藻場造成箇所数（累計） ② 15箇所 → ③ 24箇所</li> </ul> </li> </ul>	推進			>
	18箇所	20箇所	22箇所	24箇所

基本目標4 「環境首都・新次元とくしま」の実現

【重点戦略5】

とくしま豊かな森林（もり）づくりの推進

主要事業実施工程表（4-5 とくしま豊かな森林（もり）づくりの推進）

主要施策・主要事業の概要・数値目標	工程（年度別事業計画）			
	H27	H28	H29	H30
1 公有林化戦略「徳島グリーンスタイル」の展開（長期：2，中期：Ⅲ-5）				
<b>主要指標</b> ○「公的管理森林」面積の拡大 7,050ha				
● 水源をはじめとする環境や防災面で重要な森林について、所有者の管理放棄や目的が明らかでない森林買収などに対応するため、県民共通の財産として、取得や公的機関による管理を進め、適正な保全を推進します。＜農林・企業＞ ○「公的管理森林」面積の拡大（累計） ⑳1,949ha→㉑7,050ha ○うち「とくしま県版保安林」の指定面積（累計） ㉑→㉒250ha ○県営水力発電の水源かん養に資する公有林化・間伐等支援 ㉓～㉔支援 ○「公有林化拡大推進基金（仮称）」の創設 ㉕創設	推進			
	3,900ha	4,950ha	6,000ha	7,050ha
	100ha	150ha	200ha	250ha
● 森林の持つ公益的機能を維持し、適切に管理・保全していくため、保安林の指定による公的管理や適正な管理の根幹となる森林境界の明確化を推進します。＜農林＞ ○保安林指定面積（民有林）（累計） ㉑96,124ha→㉒97,800ha  ○森林境界明確化の実施面積率 ㉑32%→㉒50%	推進			
	97,200ha	97,400ha	97,600ha	97,800ha
	40%	44%	47%	50%
● 「健全な森林」、「豊かな森林」をつくるため、造林や間伐、針広混交林・複層林への誘導、広葉樹林の整備を推進します。＜農林＞ ○人工造林面積 ㉑182ha→㉒300ha ○間伐実施面積（累計） ㉑58千ha→㉒73千ha ○針広混交林・複層林の誘導面積（累計） ㉑20,365ha→㉒25,000ha ○広葉樹林の整備面積（累計） ㉑858ha→㉒1,400ha	推進			
	220ha	240ha	270ha	300ha
	64千ha	67千ha	70千ha	73千ha
	22千ha	23千ha	24千ha	25千ha
	1,100ha	1,200ha	1,300ha	1,400ha



主要事業実施工程表（4-5 とくしま豊かな森林（もり）づくりの推進）

主要施策・主要事業の概要・数値目標	工程（年度別事業計画）			
	H27	H28	H29	H30
2 県民総ぐるみによる森林づくり（長期：2，中期：Ⅲ-5）				
<b>主要指標</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「県民憩いの森（仮称）」の創設 10箇所</li> </ul>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 豊かな森林を活用し、森林体験や学習の場を創出することで、将来の担い手の確保や森林への意識の醸成を図ります。＜農林＞ <ul style="list-style-type: none"> <li>○「県民憩いの森（仮称）」の創設（累計） <ul style="list-style-type: none"> <li>②5→③0 10箇所</li> </ul> </li> <li>○大学等の体験林「フォレストキャンパス（仮称）」の創設（累計） <ul style="list-style-type: none"> <li>②5→③0 5箇所</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	推進			
		2箇所	4箇所	7箇所
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 森林の重要性をPRするとともに、ボランティアや企業・県民と協働した森づくり活動や、森林のCO<sub>2</sub>吸収量を活かした排出量取引制度の導入を推進します。＜農林＞ <ul style="list-style-type: none"> <li>○県民参加による植樹など森づくり件数 <ul style="list-style-type: none"> <li>②5 12件→②7～③0年間 10件</li> </ul> </li> <li>○カーボン・オフセットに基づく森づくり企業・団体数（累計） <ul style="list-style-type: none"> <li>②5 105企業・団体→③0 140企業・団体</li> </ul> </li> <li>○個人寄附金による森づくり箇所数（累計） <ul style="list-style-type: none"> <li>②5 4箇所→③0 9箇所</li> </ul> </li> <li>○森林吸収量認証面積（累計） <ul style="list-style-type: none"> <li>②5 1,129ha→③0 2,800ha</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	推進			
		10件	10件	10件
	110企業・団体	120企業・団体	130企業・団体	140企業・団体
	6箇所	7箇所	8箇所	9箇所
	1,500ha	1,800ha	2,300ha	2,800ha
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 管理放棄森林の解消や水資源の確保、山地災害の防止など森林の保全に向け、「徳島県豊かな森林を守る条例」に基づき、「とくしま森林づくり県民会議」のもと、県民や企業・NPOなど県民総ぐるみで森林づくりに取り組みます。＜農林＞</li> </ul>	推進			
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 林道利用者にとって必要とされる情報を収集、すばやく発信する「林道プラットフォーム」（平成26年度構築）を利用推進することにより、街から郷へさらなる人の波を生み出し、山郷に新しい“にぎわい”興しをめざします。＜農林＞</li> </ul>	推進			